

# 公報 第四號

一九四七年五月十五日

## 臨時北部南西諸島政廳

一九四七年五月二日

鹿兒島興業銀行接收に際して

知事 豊 島 至

本日軍政府長官は、株式會社鹿兒島興業銀行大島支店・古仁屋支店を接收し之が管理を、臨時北部南西諸島知事に命ぜられました。之は「米國海軍々政府布告第七號財產の管理」の條文に基くものであり、兩支店は此の布告に基いて引渡命令がある迄財產の保管及の運営をして居たりりますが、此度の引渡命令に依りまして軍政府の監督の下に政廳自かし運営することになつたのであります。

過去約一年二ヶ月の間、兩支店の責任者の努力に依りまして何の事故もなく接收を行うことが出来ましたのは、兩支店及び北部南西諸島民の爲に同慶至極に存する次第であります。

今後本銀行の運営は政廳に於て從來の金等の債権、債務關係に就いても何の變りもないのです、兩支店に対する債權者、債務者に對しては御迷惑を及ぼすことのないのです。

今回の軍政府命令に據る政廳への移管は、北部南西諸島の金融、通貨政策に對し好結果を招来することも予想されるのであり、北部南西諸島の金融界に對し大なる曙光を與へたと言はねばなりません。

惟うに過去約三十年間に亘つて、株式會社興業銀行が、北部南西諸島の金融經濟界に残した足跡の功をたゞえると共に、現福谷支店長け、昨年二月本諸島が日本本土から分離されて以來本諸島に對し大なる曙光を與へたと言はねばなりません。

謝申上げる次第であります。

今後新銀行の機能を完全に發揮しまして、北部南西諸島の經濟産業の發展に努力し以て、軍政府に對する負荷の重責に答へ度いと思うのであります。何卒請民の皆様におかれましても新事態を御理解解なさると共に眞に官民一体の御協力を御願いする次第であります。

府政  
米國海軍軍政府  
布告第一のA號

米國海軍軍政府  
布告第一のA號

南西諸島及其の近海居住民に告ぐ

日本帝國に對し戰爭遂行上、米國軍は南西諸島及び其の近海を占領する必要を生ぜり。

且つ治安維持及び米國占領軍並に島民兩方の安寧福祉確保上南西諸島及び其の近海に軍政府の設立を必要とす。

故に本官は南西諸島及び其の近海の軍政長官、米國海軍少將、ジョン・デイル、プライスは茲に左の如く布告する。

事とな。

第一條

北緯度三十度の南にある南西諸島及び其の近海並に其の居住民に關する總ての政治及管轄權並に最高行政責任は米國海軍軍政府の權能に歸屬し、軍政長官として本官の監督下の部下指揮官に依り行使さる。

第二條

日本帝國政府の總ての行政權の行使を停止せり

第三條

居住民は本官又は部下指揮官の公布する總ての命令を敏速に遵守し、米國軍に對し敵對行動を爲さず、且つ不穩行爲又は其の程度如何を問はず治安に妨害を及ぼす行動に出づ可からず。如何なる者と雖も本條に違犯したる者は特定軍事法廷に於て定罪の上其の判決に従い死刑又は罰金、禁錮、其の兩刑又は他の刑罰に處せらる可し。

第四條

本官の職權行使上其他必要を生ぜざる限り居住民の風習、宗教、信仰並に財產權を尊重し、現行法規の施行を持続す。

第五條

本官又は本官の命令に依り解除されたる者を除く總ての官廳支廳及び町村又他の公共事業關係者並に雇傭人は本官又は特守されくる米國士官の命令の下に其の職務に從事す可し。

第六條

古領軍の命令に服從し平穏を保つ限

加へざるとす。

第七條

本官を代理する官憲に依り逐次發表され、之に依り居住民に對する我要求又は禁止事項を明記し、各警察署並に部落に掲示さる可し。

第八條

布告は以前に發表せられたる事を有する故に沖繩島を除いて本布告は北緯度三十度の南にある總ての南西諸島に適用す。

第九條

本官又は本官を代理する官廳に依り發布されたる本布告並に命令文は法規等に於て英文と其の他の譯文の間に矛盾又は不明の點生じたる場合は英文を以て本體とす。

第十條

一九四五年十一月二十六日

南西諸島軍政長官

米國海軍少將

公文

ジョン・デイル、プライス

南西諸島軍政副長

米國海兵大佐

シ、アイ、ムレ

命 令

米國海軍軍政府

南西諸島

北部南西諸島の居住民に告ぐ

南西諸島米國海軍軍政府は北緯參拾度以南にある南西諸島の全島嶼の行政

統轄に當れり。而して北部南西諸島の行政は沖繩及其の南部にある島嶼と分離して設立することを適當と認む。

故に茲に左の如く命令す。

一、米國海軍少佐ボール、エフ、ライリを北部南西諸島軍政府官に任じ、此の職權を以し全少佐は北部南西諸島に於ける軍政に關する總ての問題に對し本官の代官とす。

二、北部南西諸島とは島嶼並びに口之島を含む吐噶喇郡島、奄美群島の全島嶼を指すものなり。

南西諸島軍政副長官

## 米國海軍軍政府

## 南北諸島

## 北部南西諸島命令第一號

北部南西諸島の居住民に告ぐ

北キ参拾度以南にある南西諸島は大日本帝國政府より分離して行政を行はれつゝあり。

故に茲に左の如く命令す。

一、大島郡に於て從前大日本帝國政府又は鹿兒島縣廳に依り施行せられたる全政治權能及活動は今後南西諸島米國海軍軍政府の統轄監督に依り大島支廳長の行政權内に置く。

二、本命令及び布告第一のA號に規定せる以外に大島郡に於て大日本帝國政府又は鹿兒島縣廳に納付さるべき金額及び債務は大島支廳に納付すべし。

三、本命令及び布告第一のA號に規定せる以外に大島郡に於て大日本帝國政府又は鹿兒島縣廳に納付さるべき金額及び債務は大島支廳に納付すべし。

南北諸島軍政副長官

米國海兵隊大佐シ、アイ、ムレ

一九四七年命令第二二號

一九四七年四月二十四日

北部南西諸島軍政長官

工兵少佐 フレッドMラブリ

臨時北部南西諸島知事 豊島 至殿

軍事裁判所裁判手續

一、一九四七年二月十九日附北部南西諸島軍政府命令一九四七年第五號「

軍政布告違反事件の起訴裁判手續

き」追補として左に合衆國軍事裁判所訴訟手續を公布す

一、右は本指令に依り日本刑事訴訟法を廢し合衆國陸軍刑事訴訟法を以て之に代へんとするものに非ずして大島區裁判所判事が軍事裁判所に於て裁判確定すべき事件の豫審に於ける事實審理をなすに當り其の指針たらしめんことを期するに在り

二、合衆國軍事裁判所裁判手續

イ、被告人に對しては其の姓名、年令、住所、職業を陳述せしめて其の人達なきことを確むべし

ロ、次に被告人に對して起訴状を讀み聞かせ之を説明すべし

ハ、次に被告人に對して其の嫌疑の各個に對して「有罪と思ふや」「無罪と思ふや」を問ふべし  
(1)被告人有罪と思ふ旨答辯したる時は裁判所は之に對し其の答辯の意味するところ並にそれよ

り生ずる結果を説明すべし。即ち有罪と思ふ旨陳述せる以上裁判所は記錄狀記載の事實に就きとを得る旨を説明し而も専有罪と認定して其の罪に對し定められたる最も重刑を課するこなる旨の陳述を維持せんと欲するや、或は無罪と陳ジユツを變更せんと欲するやを問ふべし。然る後裁判所は被告人の陳ジユツの如何に關係なく裁判を進行すべし。

(2)被告人無罪なる旨陳ジユツせる時は裁判所は裁パンを進行すべし。

二、裁パンに關する事項

イ、起訴者は次に下記事項を行ふ其の訴訟行為をなすべし。

(1)必要ある場合には冒頭陳述(2)起訴者側證人の訊問、反對訊問、再訊問

(3)証據物件の提出並に其の立證裁パン所は證人の證言に先だち之に左の宣誓をなさしむべし

良心に従ひ眞實をのべ何事をも獸秘せず又何事をも附加せざることを書ふ

ハ、起訴者側證人の喚問終りたる時に起訴者の手つづきは終りたるものとす

ハ、次に被告人(又は其の辯護人)は左に從び其の行為をなすべし

(1)必要ある時は冒頭陳ジユツ(2)宣誓の上にて辯護則證人の訊問

(3)被告人に對しては自身に關する証言を強制することを得ず若し進んで證言を爲す時は之に對し宣誓をなさしむべからず

ニ、被告人側證人の喚問を終りたる時は其の行為は終りたるものとす

ホ、次に起訴者は裁判所の許可を得て反證を提起すべし

ヘ、次に裁判所必要と認むる時は起訴者及辯護人をして事件の總括をなさしむべし

ホ、次に起訴者の總クワツを先にし辯護人の總クワツを次とす

三、裁判決定に關する事項

(此の場合ハ)ン定は軍政府長官に對する上申書を以てし之が告知をなすべからず

四、宣告に關する事項

イ、有罪のハ)ン定をなしたる後裁パン

府政軍  
一九四七年五月一日

北部南西諸島軍政府長官  
工兵少佐 フレッドMラブリ

臨時北部南西諸島知事 豊島 至殿  
株式會社鹿兒島興業銀行大島支店  
並に古仁屋支店の件

一、合衆國海軍々政布告第七號第四條第三項並に第五條の規定に依り株式

會社鹿兒島興業銀行大島支店長兼古仁屋支店長福谷敬藏氏に對し同行の

北部南西諸島内に所有するあらゆる財產を軍政府長官に譲渡すべきことを命じたり

二、貴殿は同行より右財產の事實上の譲渡を受け合衆國軍政府に代りて臨時管理人たるべし

貴殿は合衆國海軍々政布告第七號第四條に定められたる財產の權利者、所有権者、利害關係者と同様の責任を有す

第三、貴殿は福谷敬藏殿が現在經營致し居ると同様の方法に依り同行の經營を權ゾクすべし

二、合衆國海軍々政布告第七號第四條第三項並に第五條の規定に依り貴殿に對し株式會社鹿兒島興業銀行の所

指 令

指 令

一九四七年五月二日

北部南西諸島軍政府長官  
工兵少佐 フレッドMラブリ

奄美大島名瀬市  
株式會社鹿兒島興業銀行大島支店長兼  
古仁屋支店長  
福谷 敬藏 殿

合衆國軍政府に依る資産沒收の件

二、合衆國海軍々政布告第七號第四條第三項並に第五條の規定に依り貴殿に對し株式會社鹿兒島興業銀行の所



郵便局資金融通規則

第一條 本令に於て郵便局資金とは郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金

## 第二條 郵便局資金（以下單に資金と 謂ふ）

稱す）は左の各號の者に限り之を  
融通することを得

## 二、特別リ法令に依リ設立せられたる法人

三、臨時以外の法人にして生産事業を營む者

**四** 個人にして生産事業を営む者  
**第三條** 資金の融通を受くる者は左の  
各號の條件を具備することを要す

一、さい産の整理良好なること  
二、事業の計画及償還の見込確實な

第四條 資金は左の各號の用途に對し  
ること

之を融通するものとす

### 二、開墾地權及地主之獎賞費 三、耕地整理事項費 四、產業共同施設費

## 五、災害防護費 六、病院建設費

## 七、上水道及下水道費 八、道路橋梁費

第十、共同住宅建設費  
十一、簡介宿泊費

十二、知事の指定する機關知事の命令に基きて爲す生産品の集荷費

### 十三、生產施設費 十四、原材料購入費

十五、其の他知事に於て必要と認め  
たるもの

玉仙 第一回に規定する者賃金の借入を爲さんとするときは郵便局資金借入申込書(様式第一號)を名前

郵便局を経由し知事に提出すべし  
前項に於り併入申込書を提出せん

とすらときは市町村にありては市町村會の併入決議書を其の他の法

人にたりては借入金額の限度決闘  
書を添付すべし

は金融委員會に詣問したる後北部  
南西諸島軍政府長官の承認を経て

第七條 知事は名瀬邦使局長に命じて  
知事之を爲すべし

資金の出納を執行せしむるものと  
す

第九條	資金の貸付は一時償還月賦償 還又は手形割引の方法に依る
第十條	資金貸付の償還期限は左の範 圍内に於て知事之を定む
(一) 第二條第一號第二號に掲ぐる 者に對する貸付は一年以内	(二) 第三條第三號第四號に掲ぐる 者に對する貸付は六ヶ月以内
特別の事由あるときは知事前項の 規定に拘はらず期限をえん長する ことあるべし 但し其の期限は同 項の範圍内とす	本し金の債務者は第一項の期限に 拘はらず繰上償還を爲すことを得 步計算に依ることを拘
第十一條	し金の貸付利率年三分五厘 以上六分以内に於て知事之を定む
第十二條	知事は債務者をして其の業 務に關する報告を爲さしめ又は當 該職自をして債務者の業務及財産 の状況を検査せしむることを相 互し知事の定むる利率内に於て日 歩計算に依ることを拘
第十三條	中央銀行又は之に準ずべき ものの設立ありたる時はち東は債 務者の意思に拘らず本令に基く信 権を之にじよう渡することを得
附	則
本令は公布の日より之を施行す	
様式第一號	
借入申込書	郵便局し金借入申込書
年	年
月	月
日	日
借主 住所 職 氏名 印	
臨時北部南西諸島知事 殿	
記	
左記のとほり郵便局し金借入致度 に付認可相成ば此之段及申請候也	
一	借款用證書
格式第二號	
一	借款用證書

卷之三

警察事務の處理に關し暫く從前  
の諸法令を適用するの件

施設の方辺木に建設の途上に作り詰めた  
の制度法令又未完備の裡に推移しあり  
と雖も警察活動は之を以て際時も停と  
んを許さず從つて警察諸法規の整備充  
實は目下焦びの急務たるを痛感しある  
も法令の編纂たるや相當の日時を要す  
べきに付警察出務の處理に關しては當  
分の間さ記に依り處理することと致し  
たるに付言之が適用には格段の糾紛を  
拂ひ以て警察出務處理に万端なきを  
期せらるべし

借入きんの使途	利 率
元利きんの返済期限方法	擔保 物件
元利きんの返済場所	年 月 日

に適用の正否に付疑義ある場合に豫め上司の指示を受くべし但し事案緊急を要し又は軽微なるものに付いては不敢取處理、事後指示を受くべし  
三、現行法令中刷新簡捷を要するものに付ては事由を附し提報すべし  
・警察制度並に諸法規の整備に關しては可及的充實し都度示達す

文廳訓令第六號

警  
察  
署  
長

監察検証所記需要額制定に関する件  
問題の件別紙の通り制定致したるに付

一九四六年十二月四日  
臨時北部南西諸島知事 豊島 至

警察相談所設置要綱

方針

警民を結合  
に警民懇談

常置的機關として警察相談所を左に  
より設置し以て警民一体の實を擧揚  
せんとす

二、要領

○○署○○駐在所警察相  
談所

○○署○○巡査部長派出所警察相だん所

各警察署管下派出所駐在所  
**(三) 運營**

# 1 取扱項目

ハ、行政警察に關する相談ニ、其の他民意の聽取並に質疑の應答

の應答  
ホ、取扱事項に關しては秘密を  
嚴守すべし

2 措置  
イ、各所に別紙様式第一の人民相談記録簿を備付都度其の

概要を記入のこと

を要するものは至急之が措置を爲し記録に止めることハ、標札は「昭和十二年八月十

八日訓令甲第四十二號「警察署處務規程第六十二條に準じ並示すること

人 口 調 査

市町村名	世帯數	人	口
		男	女
名瀬市	4,307	8,918	9,796
三方村	2,196	4,681	5,488
大和村	1,251	2,903	3,328
宇柳村	1,676	3,705	4,316
西方村	981	1,988	2,341
實久村	1,206	2,681	2,988
鎮西村	1,732	3,729	4,171
古仁屋町	2,451	4,997	5,602
住用村	1,051	2,109	2,452
龍鄉村	2,295	4,825	5,687
笠利村	2,630	6,123	7,060
喜界町	2,560	5,058	6,662
早町村	1,680	3,530	4,462
龜津町	2,431	5,646	6,017
東天城村	2,275	4,806	5,485
天城村	2,715	6,002	6,567
伊仙村	3-899	8,428	9,093
和泊町	2,653	6,307	7,458
知名町	3-075	6,971	8,029
興論村	1,652	3,724	4,661
十島村	439	1,127	1,186
合 計	45,155	98,258	112,799

告  
各所長は要綱第三の一に準じ當月中取扱せし事項に取纏めの上署長を経て警察部長を提報すべし

新嘉坡  
一九四六年十一月十八日  
警察部長

警民懇談會開催に關する件

警察活動の根本要件は先づ民に「知らしむべし依らしむべし」とするに在り然るに從來の警察は「依らしむべし知らしむべからず」の手段に出でたるもの尠らず過去警察が專制的權力ろう斷の怨府として人民の「ヒセキ」を買ひ民心より離反せられたる因由も又茲に淵源する所尠からず殊に本島の如く爲政者の権勢と悪政の下に壓伏的生活を余儀なくせしめられたる歴史を有し且つ文化程度低調にして政治的訓練に極めて不馴れな住民を對象として今後展開せらるべき民主的警察行政を行ふには先づ警察の爲さんとする意圖目的、手段に付詳かに民に知らしめよく之を理解周知せしむること肝要なり、即ち警政を中心とする民衆の啓蒙工作こそ民主警察樹立の第一歩にしてこれに依つて民は容易に胸襟を開き克く其の心中に警察の眞姿を植付けんことを得るものとす

斯くしてこそ始めて警察は眞正なる民意の底流に立脚することを得

故に當部に於ては爾今警政の志向を新種事象に向け展開致し又其の成果には至大なる關心を寄せあるに付各部に在りては身自ら其の意を會得し之を部下吏僚に徹底せしむると共に之が實施に當りては特に部落青年層に重點を指向し其の方法は概ね左記要領に基くものとし之が成果には特段の努力を以て實行邁進せられ度邇牒す

件名	年月日	署所	官職氏名印	事件の概要
意處見置	三、其の他民質聽取並に	三、行政警察に關する相談	二、刑事に關する相談	一、人事に關する相談

警察活動の根本要件は先づ民に「知らしむべし依らしむべし」を「もつとう」とするに在り然るに從來の警察は「依らしむべし知らしむべかもす」の手段に出でたるもの歎らず過去警察が專制的權力ろう斷の怨府として人民の「ヒセキ」を買ひ民心より離反せられたる因由も又茲に淵源する所歎からず殊に本島の如く爲政者の權勢と惡政の下に壓伏的生活を余儀なくせしめられたる歴史を有し且つ文化程度低調にして政治的訓練に極めて不馴れた住民を對象として今後展開せらるべき民主的警察行政を行ふには先づ警察の爲さんとする意圖目的、手段に付詳かに民に知らしめよく之を理解周知せしむること肝要なり、即ち警政を中心とする民衆の啓蒙工作こそ民主警察樹立の第一歩にしてこれに依つて民は容易に胸襟を開き克く其の心中に警察の眞實を植付けんことを得るものとす斯くしてこそ始めて警察は眞正なる民

意の底流に立脚することを得  
故に當部に於ては爾今警政の志向を斯  
種事象に向け展開致し又其の成果には  
至大なる關心を寄せあるに付各位に在  
りては身自ら其の意を會得し之を部下  
吏僚に徹底せしむると共に之が實施に  
當りては特に部落青年層に重點を指向  
し其の方法は概ね左記要領に基くもの  
とし之が成果には特段の努力を以て實  
行邁進せられ度邇牒す

- 1 都市に在りては各派出所のしょ轄管區  
2 農村に在りては各駐在しよのしょ轄管區

## 二、實施方法

- 1 町内常會及部落常會並に青年團常會等の機會を利用し特に之が爲召集せざること

2 月一回以上實施のこと

- 3 範圍は隨意とす

- 4 部落掲示板の活用

- 5 部落毎に巡回簿の備つけ

## 三、實施要領

- 1 警察諸法令規の解説

- 2 警察事情の解説

- 3 民衆生活と密接なる關係を有する諸法令布告の解説

- 4 時事問題の解説

- 5 民意の聽取(政情一般)

## 四、成績報告

- 1 實施日時

- 2 實施場所

- 3 實施狀況

- 4 しよ見

- 5 署長は右しよ長報告を取纏の上翌五日必着提報のこと

通牒

一、公報第十八號  
一九四七年五月十五日 官房長

市町村部落會長  
各市町村連合青年團長 殿  
市町村部落青年團長

## 公報普及實施狀況調査依頼之件

本署に臨時北部南西諸島政廳に於て公報發行致し旨公署公共團體長宛に無料配布して参りましたが現在公報登載事項の普及をどういう方法で行つていらむるか其の状況を調査致し度いと存じますから左記要領に就いて調査の上來る五月卅一日(但し離島は六月十五日)迄御報告方をお願い致します。専個人並に營利諸團体で有料購讀希望の方がありましたら御申込するよう御斡旋お願いします。

記

一、公報登載事項の一般普及周知方法としてどんな手段を取つて居られるか

二、將來登載事項並に編輯方針への希望

三、一般民衆の關心の程度及影響に對する輿論調査

市町村名	男 女 别 學 歷 調					女卒	無學
	男	女	卒以上	2月1日	現在		
瀬方和檢方久西屋用郷利界町津城城仙泊名論島	226	761	1,877	36	787	2,840	
仁天	23	166	1,032	2	118	1,751	
名三大宇西實鎮古住龍笠喜早龜東天伊和知興十合	3	75	619	1	34	892	
	15	98	848	0	56	1,281	
	17	60	441	2	77	683	
	18	92	546	2	92	871	
	24	95	796	1	119	1,109	
	28	190	1,134	8	265	1,718	
	11	74	426	1	55	753	
	25	159	1,218	4	132	1,813	
	24	199	1,478	2	188	2,184	
	37	242	1,175	3	155	2,237	
	14	120	820	8	78	4,166	
	35	199	1,688	2	123	2,255	
	35	182	1,835	0	144	1,921	
	49	250	1,599	2	215	3,297	
	38	378	2,372	1	249	3,277	
	42	210	1,537	12	148	2,404	
	59	145	1,744	0	218	1,728	
	13	56	1,119	0	50	12	475
	0	16	298	0	12	3,315	36,095
計	731	3,767	24,097	105			

五、送附方法に對する希望  
五、其の他参考になる事項

解説

其の一

本號所載の軍政布告第一の△號は、一九四六年二月二日の本土分離宣言施行以前即ち一九四五年十一月廿六日を以て廢令されたものであり、明かに第一條「北緯三十度の南にある南西諸島及び其の近海並びに其の居住民に關する一條文に依つて見る通り、此の達の拘束を既に我々奄美列島も受けたものと見るべきであろう

更に北部南西諸島命令第一號、並びに第二號に於ては所謂分離宣言としての法的根據を示すものであり、此に依つて、北部南西諸島としての獨自の性格

が表出されたのであり、換言すれば米國占領軍沖繩海軍々政下にある、北部南西諸島としての行政権施行の分野と細胞的自立性が表明されたものであることに注目するであろう

其の二

次に鹿兒島興業銀行並びに船舶運營會接收指令(本號二頁及び三頁登載)に見る合衆國海軍々政布告第七號は財產管理法であるが、其の第四條第三項及び第五條は次の通りである。

第四條第三項

本布告に所屬する財產保管、所有及支配權を有する總ての者は、財產くわん理官に依りて要求されたる場合は之を同くわん理に引渡す可し。  
第五條、權能の委託  
財產くわん理官は其の權能の一部又は全部を該島指揮官の幕僚民事課士官に委託する事を得、斯る士官の行動は財產くわん理官と見なさる可し。  
本號三頁登載「琉球列島貿易廳に關する指令」は、公報第三號登載「琉球列島開拓に關する指令」と同一の主旨で將來琉球列島一貫する、貿易、經濟、政治等に亘るプロック構成への示唆を見るべきものであらう

其の三